

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

(Material) The United Nations and the Question of Palestine

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1987-12-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2155

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



(資料) 「国際連合とパレスチナ問題」

家 正 治

I

1974年の第29回総会は、(a)外部からの干渉のない自決権 (b)民族的独立と主権にたいする権利、を含むパレスチナにおけるパレスチナ人民の不可譲の権利を再確認し、パレスチナ人民が中東の公正かつ恒久の平和の確立において主要な当事者であることを承認した(総会決議3236(XXIX))。また同総会は、パレスチナ解放機構(PLO)にたいし、オブザーバーとして総会の事業に参加するよう招請した(総会決議3210(XXIX))。翌年の第30回総会は、「パレスチナ人民の不可譲の権利の行使に関する委員会」(Committee on the Exercise of the Inalienable Rights of the Palestinian People)を設置し、その権利実現のための履行計画を勧告するよう要請した(総会決議3376(XXX))。当初パレスチナ問題は難民問題としてしか扱っていなかった国連も1970年代に入ってパレスチナ人民の不可譲の権利の承認とその権利実現のための手続を設けるなどパレスチナ問題にたいする対応はきわめて積極的なものとなっている。しかし、1980年代の今日、その権利の実現はおろかかえってパレスチナ問題は混迷の度を深めている。

ところで、国連はパレスチナ問題の打開の一環として国連主催のセミナーをしばしば開催しているが、総会決議32/40Bおよび36/120Bに基づいて1980年から1982年の間に開かれたセミナーに提出されたペーパーの論稿集が1983年5月11日付で国連の‘Division for Palestinian Rights’より出されている。その表題は『国際連合とパレスチナ問題、論稿集、1980—1982』(The United Nations and the Question of Palestine, A Compilation of

Essays, 1980-1982)となっており (セールス番号83-13925), 以下の9つの論稿が収められている。

「パレスチナ人民の権利と国際連合」(The Palestinian Rights and the United Nations)—M・O・ベシヤー(M.O. Beshier)1—8頁。

「パレスチナ問題に関する国連決議の履行」(The Implementation of the United Nations Resolutions on the Question of Palestine)—ヘンリー・カッタ(Henry Cattan)9—24頁。

「パレスチナ人民の権利の国際連合による承認は彼らの正統性を決定する」(United Nations Recognition of Palestinian Rights Determines their Legitimacy)—バラ・ムハメッド(Bala Muhammad)26—37頁。

「国際連合とパレスチナ人民の民族的権利」(The United Nations and the National Rights of the People of Palestine)—W・トーマス・マリソン(W. Thomas Mallison)38—52頁。

「パレスチナ問題における国際連合の役割」(The Role of the United Nations in the Question of Palestine)—シャーロット・M・ツーパー(Charlotte M. Teuber)53—62頁。

「メディアの影響とパレスチナ問題に関する国際連合の役割」(The Influence of the Media and the Role of the United Nations on the Question of Palestine)—V・J・ガウチ(V.J. Gauci)63—70頁。

「パレスチナ人民に彼らの権利の行使を可能にするための実効的措置を求める国際連合機構の役割」(The Role of the United Nations Organization in the Search for Effective Measures to Enable the Palestinian People to Exercise their Rights)—マルセル・ディヌー(Marcel Dinu)71—85頁。

「国連の役割とパレスチナ人民にその権利を達成しかつ行使することを可能にする実効的措置の探究」(The Role of the United Nations and the Search for Effective Measures to Enable the Palestinian Peo-

ple to Attain and Exercise its Rights) —ギアンカルロ・パジェッタ (Giancarlo Pajetta) 86—89。

「パレスチナ人民の不可譲の権利の履行のための国際連合の責任に関する法的側面」(Legal Aspects of the United Nations Responsibility for the Implementation of the Inalienable Rights of the Palestinian People) —インゴ・ショーエンフェルダー(Ingo Schoenfelder) 90—96頁。

現在なお、パレスチナ問題の解決については中東問題の解決のための模索が続けられている今日、以上の論稿がパレスチナ問題をどのようにとらえ分析しているか、また解決のためにどのような方策や手段を提起しているか、を見ることはパレスチナ問題の科学的認識のためだけではなく実践的な意味においても大きな意味を有している。上記9つの論稿の内容をそれぞれ簡単に一とりわけ筆者が関心を有している論稿に重点を置きながら一紹介し、ついで若干のコメントを付すことにする。なお、これらの論稿によって表明されている見解は、著者の見解であって、かならずしも国連の見解ではないとのことわりが付けられている。

II

「パレスチナ人民の権利と国際連合」(M・O・ベジャー)

著者は、スーダンのカルツーム大学の歴史・政治学の教授であり、同論稿は1980年7月14日から18日にタンザニアのアルジャで開催されたパレスチナ問題に関する第1回国連セミナーに提出されたものである。

著者は、パレスチナ問題は1947年にはじめて国連に持ち込まれたが、国連の関心はつねに同じではなかったとしている。1947年から1953年までは、パレスチナ問題は難民問題として見なされていた。1953年から1974年までは、同問題の政治的側面が認められたが、中東紛争の一部としてしか認められていなかった。1973年の10月戦争の結果、新しい対応が生じ、初めて同問題は

独立した問題として国連の議題に含まれた。それ以降、国連の新しいレベルの介入の結果またP L Oのオブザーバ資格での参加の招請によって、同問題は国連のあらゆる活動の中に同問題は浸透するにいたっている。また、1947年の分割決議は、その正義または不正義にかかわりなく、パレスチナ人民のナショナリズムの存在と特定地域での独立の権利を国際社会によって確認されたものであり、パレスチナ人民による拒否にもかかわらず、パレスチナ人民のアイデンティティと国家として存在する権利はシオニズムを除いて疑問視されなかった。

また、著者は、種々の国連の決議から、パレスチナ人民の不可譲の権利には以下のものが含まれるとしている。(1)外部からの干渉のない自決権。(2)民族的独立と主権の権利。(3)領土保全と民族的統一の権利。(4)あらゆる手段によって自己の権利を回復するパレスチナ人民の権利。(5)公正で永続的な平和の確立において主要な当事者として代表されるパレスチナ人民の権利。(6)追い出され、追い立てられた自己の家屋と財産に帰還するパレスチナ人民の権利。(7)自己の天然資源にたいする永久的主権と支配に関する占領地のパレスチナ人民の権利。(8)自己の天然資源と人的資源になされた損害にたいする十分な補償に関するパレスチナ人民の権利。(9)教育と文化およびこれらを享有する手段ならびに自己の民族的アイデンティティを保持するパレスチナ人民の権利。

なお、著者は、1974年11月の総会決議3236(XXIX)で初めてはっきりと自決と同種の権利が述べられたが、これは1947年の分割決議で否定されていなかったこの基本的権利を国連が再確認した最初のものである、としている。また、キャンプ・デビッド合意が拒否さるべき論拠として、(1)パレスチナ人民の自決権の行使を排除していること、(2)パレスチナ人民を個別のカテゴリーに分割し、その統一が失われようとしていること、(3)パレスチナ人民の代表なしにとり決められたこと、(4)その枠組は、主権、国家としての地位、自決、帰還という重要な要素を排除していること、(5)包括的解決に達する国

連決議やアプローチに反して行なわれたこと、を上げている。

「パレスチナ問題に関する国連決議の履行」(ヘンリー・カットン)

著者は、同論稿集の著者紹介では、パリの国際法律家・学者となっている。同論稿は上述の論稿と同様に1980年の第1回国連セミナーに提出されたものである。

1922年、国際連盟がパレスチナの施政を英国に与えた委任状は、パレスチナ人民からその主権をとり上げていない。連盟も英国もパレスチナにたいする主権を取得しておらず、主権はその住民が保有したままであるとする。そして、1917年11月2日のバルフォア宣言はなんらの法的価値を有しておらず、パレスチナ人民の権利や主権に影響を与えてはいない。同様に、連盟の委任状で英国への「立法および施政の完全な権限」の付与は、規約第22条の「施政上助言及援助ヲ受クヘキ」をはっきりと越えている。さらに1947年の分割決議も管轄権を越えており、パレスチナ人の主権を侵害していると著者は述べている。しかし、著者は他方で、履行さるべき最初のものは、分割決議の領土規定(territorial provisions)であるとする。その履行の効果的履行は同決議によりユダヤ国家として設定された地理的境界を越えて獲得したすべての領土から撤退するイスラエルの義務を伴うとし、イスラエルは同決議の履行に抵抗する権利をもたないとする。この見解は以下の3つの考慮からなっているとし、(1)イスラエルはその誕生および存在を同決議に基づいている。(2)イスラエルは同決議を越えて獲得した領土にたいしなんらの権限を有していない。また1967年に獲得した領土に撤退するイスラエルの義務を限定することは誤りである。(3)分割決議は、イスラエルおよびアラブ諸国間の1948年と1967年の戦争によって無効にされておらず、その有効性に影響はない。

さらに、イスラエルは、分割決議を他国以上に尊重するよう義務付けられる。すなわち、イスラエルの国連加盟の条件として、イスラエルは総会決議の履行に正式な保障を与えている。分割決議はまた、総会の勧告であるだけ

でなく、1948年に安全保障理事会の行動によっても裏づけられていることに注意されなければならない。分割決議は、1947年にパレスチナ人やアラブ諸国によって拒否されたが、その履行との関係において、その異議には政治的なものと法的なものがあるという。パレスチナの分離とユダヤ国家への領土の57%の付与のために、同決議は憎悪の的となっているが、しかし現在その反対は低まっている。同決議の履行は3つの重要な結果を達成するとして、(1)パレスチナ難民の3分の2が帰還することが可能となる、(2)この決議によってパレスチナ国家の建設を可能とする、(3)この決議の履行はイスラエルの支配・抑圧からパレスチナ人の3分の1を解放する、を上げている。

ところで、分割決議にたいする法律上の異議は、総会にはパレスチナを分割する権限はないとするものである。大抵の法学者は、総会のそのような権限を疑問視しており、またパレスチナは無主地ではない。しかしながら、総会が分割決議を採択する権限を有していないことは、その領土条項の履行を妨げるものではない。なぜなら、それはイスラエルから侵略の果実を奪いとり、パレスチナ人の国土の重要な部分を彼らに回復さすからである。そのような回復は、パレスチナにたいする主権に関する従来からの権利の承認として見なされるであろう。領土規定の履行はパレスチナの領土の57%をイスラエルの手に残すであろうという批判がある。しかし、国連の決議もイスラエルの占領・併合もパレスチナ人から彼らの主権を奪い取るものではないのであるから、そのような批判は弱められるものである。パレスチナの地位は、1795年から1919年のポーランドの状況に類似し、また1936年のイタリアの占領下でその主権が存続したエチオピアの地位に類似している。パレスチナの57%の領土の処分は非有効性はいつでも国際司法裁判所に付託しうるのである。また、イスラエルは、国連の決議の履行を拒否しているが、その履行のためには強制措置が有効であると提言している。

「パレスチナ人民の権利の国際連合による承認は彼らの正統性を決定す

る」(バラ・ムハメッド)

著者は、ナイジェリアのカノにあるバイエロ大学の社会・経営学部の部長であったが、その後他界された。同論は上述の2論稿と同様に1980年の第1回国連セミナーに提出されたものである。

本論稿は、パレスチナ人民の正統性を決定したもとしてその不可譲の権利を国連が承認したことを論じたものである。そのためにパレスチナ問題の歴史的背景とその後の発展について触れている。1948年の総会決議194は、難民の帰還について触れているが、1952年から1968年までの間、総会は同決議の再確認を続けていた。1969年の決議2535 Bは、「パレスチナ・アラブ難民問題は、国連憲章および世界人権宣言の下での彼らの不可譲の権利の否定から生じている」ことを認める最初のものであった。また、1970年の決議はパレスチナ問題にとり非常に重要なものであり、「パレスチナ人民」(people of Palestine) という表現を用いた最初の決議であった。パレスチナ人民の不可譲の権利に関する他の重要な発展は、1974年の決議3236である。同年、アラブの諸政府は、PLOを「パレスチナ人民の唯一の正統な代表」として承認した。このようにPLOの正統性ははっきりと確立されているのである。

「国際連合とパレスチナ人民の民族的権利」(W・トーマス・マリソン)

著者は、ジョージ・ワシントン大学の法学教授であり、国際・比較法プログラムの責任者である。同論稿は、1980年8月25日から29日までオーストリアのウィーンで開催されたパレスチナ問題に関する第2回国連会議に提出されたものである。

著者は、分割決議はパレスチナにおける2つの異なる民族自決のための権威を提供していると指摘する。「アラブ国家」の設立のための権威を提供する分割決議の規定は、総会によるパレスチナ人民の民族自決権の最初の直接的な承認を構成するものであり、第2のそのような承認は1970年11月30日の総会決議2649によるものであった。そして、1970年の友好関係宣言が「その領域に属するすべての人民を代表する」政府を有することの必要性に言及し

ていることを指摘して、イスラエルが差別的シオニスト的特徴を国内法と慣行において維持するかぎり国家として資格づけることができない、とする。イスラエルの唯一の法律上の国境は、分割決議の「ユダヤ国家」として特定されたものである。1967年11月22日の安全保障理事会決議242は、「戦争による領土取得が認められないこと」を強調し、「最近の紛争において占領された領土からのイスラエル軍隊の撤退」の原則について述べている。

以上の上に立って、著者は、イスラエル国家への個別的な帰還権の行使を選択するパレスチナ人は、同国でのパレスチナ人の民族自決を行使しえないし、また総会決議が認めるパレスチナ人民の民族自決権はパレスチナ国家の法律上の国境内において、イスラエル国家の法律上の国境外における「パレスチナ内で」行使されうるものとする。結論として、総会は分割決議によって同地域に2つの民主的な国家を建設して紛争状態を解決しようとしたのであり、他者の民族的権利を妨害しないという要件の制限が目ざされなければならないと述べている。

「パレスチナ問題における 国際連合の役割」(シャーロット・M・ツーパー)

著者は、ウィーン大学の政治学の客員教授である。同論稿は、1982年3月15日から19日までニューヨークで開催されたパレスチナ問題に関する第5回国連セミナーに提出されたものである。

パレスチナ問題にたいする国連の役割を5段階に分け—(1)1948年まで、(2)1948年から1956年まで、(3)1956年から1967年まで、(4)1967年から1974年まで、(5)1974年以降—、それぞれの段階の分析を通じて、同問題にたいする国連の活動の発展を指摘している。そして、その間の国連内での最も重要な発展としてアジア・アフリカ諸国の独立による加盟国の急激な増大があったことを上げている。また、国連外の大きな発展の第1として、米ソの対決とその後の非同盟運動の高揚があったこと、第2にアラブの連帯の強化があったこと、

を指摘している。

「メディアの影響とパレスチナ問題に関する国際連合の役割」(V・J・ガウチ)

著者は、マルタ国連常駐使節の大使である。同論稿は、上記ツアー論文と同様に第5回国連セミナーに提出されたものである。

この論稿では、1975年に設置された「パレスチナ人民の不可譲の権利の行使に関する委員会」以後の活動について扱われている。著者はなんらかの問題を解決する上での最善の方法は、以下の方式であるとする。(1)問題を研究すること、(2)すべての関係者から意見を求めること、(3)問題に関して以前に表明された意見を尊重し再検討すること、(4)解決のために勧告をなすこと、(5)勧告を知らしめることによりまた履行の行動を続けることによりその達成を促進すること、である。これらは上記委員会が行なっていることである。そして、客観的にまた国際的に承認された原則にてらして問題を判断する加盟国の義務について言及している。

「パレスチナ人民に彼らの権利の行使を可能にするための実効的措置を求める国際連合機構の役割」(マルセル・ディヌー)

著者はルーマニア外務省の責任者である。また、同論稿は、1982年4月12日から16日までマルタのバレッタで開催された第6回国連セミナーに提出されたものである。

第1に、パレスチナ人民の問題の解決をめざす努力における国連の責任について述べている。この責任は、以下のいくつかの観点から考察されるとする。(1)パレスチナ人民が今日まで奪われている自決の権利に関する憲章の規定から生ずるものである。(2)人類が当面した国際平和と安全を危うくしている大きな問題を解決するため憲章により国連に託されている役割から生ずるものである。(3)パレスチナは連盟の委任統治の下にあったことを想起し

て、パレスチナ問題の解決は植民地制度の精算という古い問題として考えられるという事実からである。(4)総会の分割決議の直接的な結果としてである。

第2に、パレスチナ人民の問題の公正な解決をめざした国連内の活動について述べている。

第3に、国連の貢献のインパクトに関する分析を行っている。国連で記録された最も重要な結果は、「パレスチナ難民」の概念から「パレスチナ人民の存在」を認めた発展であるとする。また、国連の貢献として、中東紛争およびパレスチナ問題での解決の基本原則の確定を上げている。また、同地域に平和を建設する唯一の手段として、中東紛争の平和的解決を交渉によってもたらす必要性の確認について国連は着実に貢献してきたとしている。

第4に、パレスチナ人民の問題の解決をめざす国連の行動の枠組の限界について触れている。交渉のための基礎として作成された安全保障理事会決議242/67は、それがパレスチナ人民の不可譲の権利を無視していることから、アラブ諸国やPLOによって受け入れられていないこと、総会や安全保障理事会内ではいぜんとして対決の傾向があること、イスラエル政府は国連の諸決議の履行を拒否していること、が述べられている。

第5に、パレスチナ人民の権利と中東危機の解決の間に存在する関係について考察している。ここでは、パレスチナ人民の不可譲の権利の承認は中東紛争解決の礎石であるとしている。そして、パレスチナ人民の権利の達成のための必要な前提条件は、1967年の戦争で占領したアラブおよびパレスチナの領土からのイスラエルの撤退である。また、地域内のすべての国の安全と独立が保証されなければならない。さらに、非常に重要なことは、すべてのアラブ諸国の行動の統一の達成であるとしている。

第6に、パレスチナ人民の不可譲の権利の行使のために国連内で取られるべき行動について触れている。この中では、国連の枠内で中東に関する国際平和会議を開催することが同問題の現実的かつ建設的解決の一つとなるであろうとしている。

「国連の役割とパレスチナ人民にその権利を達成しかつ行使することを可能にする実効的措置の探究」(ギアンカルロ・パジェッタ)

著者はイタリア共産党の議員団のメンバーである。同論稿は上記ディヌー論文と同様に第6回国連セミナーに提出されたものである。

PLOが過渡期間また政府が選出されるまでパレスチナを代表する権利を享有する機関として認められなければならないとする。また、パレスチナ国家の建設の権利を認めた1947年11月の分割決議が想起されることは有用であるとする。そして、まずPLOが承認されなければならない。このことは、イスラエル国家を紛争の当事者として認めることにつながるとしている。また、イスラエルとPLOの双方が参加するフォーラム(forum)が必要であるがここに国連の役割が存在する。このような共同の参加は、相互の事実上の承認を意味するであろうし、このことは最終的には法律上の承認への道につながるであろうとしている。実際、イスラエルとPLOの双方が国連に存在していることも否定しえない事実があるとしている。

「パレスチナ人民の不可譲の権利の履行のための国際連合の責任に関する法的側面」(インゴ・ショーエンフェルダー)

著者は、ドイツ民主共和国のライプツヒヒにあるカール・マルクス大学の国家法および国際法の講師である。同論稿は、上記ディヌー論文およびパジェッタ論文と同様に第6回国連セミナーに提出されたものである。

第1に、パレスチナ人民の不可譲の権利と国際法との関連性について述べている。「パレスチナ人民の不可譲の権利」の用語は、外部からの干渉のない自決権、パレスチナへ帰還する権利、自衛権、民族的独立と主権への権利、国家を建設する権利、などの権利の内容を含むものである。パレスチナ人民の不可譲の権利は、主観的な仮説ではなくて、国際法の一般原則から引き出されたものである。権利の平等や自決権という強行法規(jus cogens)の原則がパレスチナ問題の公正な解決にとって重要な原則である。これらの規範は国

際慣行によって確認されるものである。現在 100 以上の国家が P L O との公式な関係を有しており、また国連は P L O にオブザーバー資格を付与している。国連は分割決議ではじめてパレスチナ人民の国際人格を認め、またパレスチナ人が設けた代表機関も認めている。以上の権利は強行規範としての性格から、すべての国家は尊重することが義務づけられるのである。また、パレスチナ人民の不可譲の権利は国際法によって保護されることから、その違反はイスラエルの国際責任を自動的に引き出すのである。

第 2 に、イスラエル国家の国際責任について触れる。国際法は、「国際犯罪」(international crimes)と「国際不法行為」(international delicts)とを区別する。イスラエルによるパレスチナ人民にたいする違法な行為は国際犯罪の範ちゅうに属するものである。国際犯罪には主として平和の破壊とくに軍事侵略が含まれ、また同権と自決の原則も含まれる。侵略と占領、またエルサレムの場合の併合の結果、パレスチナ人民は国際法で認められるあらゆる強制措置—とくに自衛、復仇、補償・賠償の権利に訴えることができる。さらに、国際犯罪という法的効果から加害国と被害国との関係だけでなく国際社会全体との関係が問題となり、このことは国連憲章第 2 条 5・6 項に示される。すなわち、イスラエルの国際責任はパレスチナ人民との関係に限られないのであり、他のすべての国と特に平和の維持のために設立された国際連合との関係もまたカバーするのである。

第 3 に、国際連合の国際責任について触れている。国際組織が国際責任の主体となる資格は、国家が国際事項の処理に一定の権利・義務を国際組織に与えたという事実から生じる。そして、パレスチナ人民の不可譲の権利に関して、国連の責任は、(1)その加盟国の一つであるイスラエルが憲章を違反したという事実から生じ、(2)国際法の基本原則がすべての国際法主体にたいして遵守さるべきことを確保するように、憲章第 1 条および第 2 条の義務から発生し、さらに(3)パレスチナ人民が国際法の主体として認められたことから生じるのである。そして、国連はこの責任を受け入れて、イスラエルの国

国際法違反を非難したパレスチナ人民の自決権に実質を与えることによって、業績を上げていると述べている。最後に、著者は、憲章と国連の諸決議を基礎にしたすべての紛争当事国の参加した中東に関する国際会議の開催の必要性を提言している。そして、このような会議の開催とその成功を追求することにおいて、国連はパレスチナ人民に対するその国際責任の主要な部分を果し得るであろうと述べている。

III

以上の9つの論稿を通して注目されることは、国連が主催したパレスチナ問題のセミナーに提出されたものであることもあり、パレスチナ問題にたいして国連がとってきた活動と同問題にたいする公正な解決に果たすべき国連の役割を重視していることである。その中で注目されたいくつかの論点を上げると、まず第1に、1947年11月29日に総会が採択した分割決議の評価について上げられる。この分割決議の無効性または有効性をめぐって国際学者の中でも意見の対立が認められるが、ベジャー、カットン、マリソン、パジェットタの論稿に見られるように、分割決議がパレスチナ人民の権利を承認している点について評価していこうとしていることである。従来、同決議の有効もしくはは無効のオール・オア・ナッシングの議論と異なって、分割決議が再認識されていることは一つの大きな特徴である。

また、いくつかの論稿では、パレスチナ問題にたいする国連の対応の発展に関して時代区分が行なわれているが、それらの間に大きな相違がないのは国連の対応はドラスティックな展開・発展があったことを示すものであろう。また、パレスチナ人民の不可譲の権利の内容について、ベジャーとショーエンフェルダーの論稿で扱われているが、若干の相違があり（例えば後者は自衛権や国家建設の権利に言及している）興味を引くところである。さらに、ディヌー、パジェットタ、ショーエンフェルダーは、国連が主催するパレスチ

ナ問題の国際会議を提案しているが、現在のところその現実化の見通しは暗い。しかし、その現実化に向けて国連の果たすべき役割は大きなものがある。なお、以上の論点の外にも、例えば国連による強制措置の問題、キャンプ・デービッド合意の問題、など興味ある論点が含まれている。